

しの衆より、久しくおどり上覽無之候間、御覽有之候様に、御挨拶申上候得ば、其節上意に、只今まではかやうの儀、上覽遊され候ても、不苦候へども、最早若君様御誕生遊され候上は、若輩なる儀は、上覽被成まじく由上意なり、當座の御挨拶の様に、皆々存られ候處、御他界ましまし候迄、終におどり上覽無之候手時御年三十八

〔先哲叢談後編一〕三宅寄齋

寄齋自少壯、性行不苟、遊伏見時、隣有富翁一女、容色甚都、嘗將招寄齋寓宿于家、辭而不行、他日或問之曰、瓜田不把履、

〔桃源遺事三〕西山公

光德川

若き御時より御老後まで、御精進の節は、御別間に御入、朝夕の御膳、一

汁一菜の食をめし上られ、役人に命じて、酒局を封緘せしめ、料理鹽梅にも、酒を禁じ給ひ、一切の御遊興、御詩歌さへ不被遊候、その御志の近き遠きにより、御年忌、又は毎年の御祥忌月には、或は一七日、或は三日、或は宵より、精進禊齋なされ候、其節御つゝ、しみの堅事、右のごとし、勿論御親類の御中に、御卒去の御方在于、御忌懸り申候節は、日月の光りに、御當り被成間敷ため、御一室の外は、晝夜御庭へも御出不被成候、且御喪中、あるひは御精進の時分は、御近臣三四人并儒臣等相詰候、曾て世上の雜談不被成候、

〔神代講述抄五〕神主

延佳

のいはく、三子の我を見る事、何んぞ其しかるや、もし我に取て身のい

ましめとすべきならば、我弱冠の比より、女子の交はりたる興宴の席に臨まず、人とともに博奕の具を手にとらずして、今年五十八歳に至る、其はじめは勉めたりといへども、後は自然の如し、この二事のほか、我にとるべきなしといへり、

〔赤穂義人録上〕淡路守安照

脇

肥後守利康

下

等二道至赤穂

一道出城東

出城西池山

先期良雄封府

庫籍田里、令吏循行境上、修橋除道及閭巷市廛、並禁喧擾、至是迎拜、官使於城上、

中

是日兩監察、歸